

教育委員会会議 平成27年8月定例会 会議録

日 時	平成27年8月24日 (月) 15:00 開会 15:55 閉会			会 場	教育委員会室	
出席委員	森 尚美	真木 源	長江 真理子	寺元 貴幸	田村 芳倫	
出席職員	和田学校教育部長	松尾生涯学習部長		忠政こども保健部長		
	戸田学校教育部次長(兼)企画調整官(兼)教育総務課長		朝田生涯学習部企画調整官			
	分部学校教育部次長(兼)学校施設課長			後藤生涯学習部次長(兼)スポーツ課長		
	織田こども保健部次長(兼)こども課長			松本学校教育課長		
	尾高保健給食課長		峪川生涯学習課長	谷口図書館長		
	山本文化課文化振興係長		小郷津山市史編さん室主幹	仁木教育総務課主査		
	芦田教育総務課主査					
議 事	案 件				担 当 課	
<p>1.開 会</p> <p>2.委員長あいさつ</p> <p>3.会議録署名者 について</p> <p>4.前会及び前々会 会議録の承認</p> <p>5.教育長等の 報告</p> <p>6.議 事</p> <p>(1)議 案</p> <p>(2)協 議</p> <p>(3)報 告</p> <p>7.その他</p> <p>(1)各課からの お知らせ</p> <p>(2)次回定例会の 開催について</p> <p>(3)その他</p> <p>8.閉会</p>	<p>平成26年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・ 評価報告書について</p> <p>津山市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び解嘱について</p> <p>平成27年度9月補正予算について</p> <p>工事請負変更契約について</p> <p>津山市立幼保連携型認定こども園条例について</p> <p>津山市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について</p> <p>マイナンバー法における就学援助事務について</p> <p>平成27年度運動会・体育祭への参加について</p> <p>津山市公民館活動推進協議会委員の委嘱及び解嘱について</p> <p>(旧)久米山ふれあいロッジの貸付先の公募について</p> <p>津山市公民館文化祭開催日について</p> <p>津山市立幼保連携型認定こども園への移行に関する説明会について</p> <p>津山市教育委員会会議9月定例会の日程について 平成27年9月25日(金)午後1時30分から</p>				<p>(教育総務課)</p> <p>(学校教育課)</p> <p>(各 課)</p> <p>(学校施設課)</p> <p>(こども課)</p> <p>(こども課)</p> <p>(学校教育課)</p> <p>(学校教育課)</p> <p>(生涯学習課)</p> <p>(生涯学習課)</p> <p>(生涯学習課)</p> <p>(こども課)</p>	

傍聴者 0名

教育委員会会議 平成27年8月定例会 会議録

(15:00)

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 会議録の署名者の件について

津山市教育委員会会議規則第15条2項の規定による。

4. 前会及び前々会会議録の承認

全員賛成

5. 教育長等の報告

今回は該当なし

6. 議事

(1) 議案

平成26年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書について(教育総務課)

概要説明

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の定めに基づき、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、報告書を作成した。これまでの作成の経緯については、7月2日開催の教育委員協議会で平成26年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書(案)について提案説明を行った。7月15日、外部評価者の2名の方から評価をいただいた。7月29日、教育委員協議会において教育委員の総評を委員に確認していただいた。そして本日8月24日、点検・評価報告書の承認を受けるためお諮りするもの。

今後の日程は、9月の総務文教委員会で報告の後、ホームページに公表する。報告書の内容については、資料『平成26年度点検・評価結果の概要』のとおり。評価の方法はA・B・C・Dの4段階で、平成26年度の評価結果はA93件、B39件、C1件、D0件であった。その内、昨年度の評価結果と変更があったものが6項目。評価が下がった場合、その下がった理由を明解に記載している。7月2日の説明後の変更点は、教育委員会の権限に属する事務のうち市長部局の職員に補助執行させる事務に歴史まちづくり推進室の事務である「津山市城東伝統的建造物群保存地区」に関する事務を加え、点検・評価を実施したこと。このほか、平成26年度は教育委員会の傍聴者があったため傍聴者の項目の追加、また、「ICT」に「ICT(インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)」の文言を追記し、市民に分かりやすい表現としたことである。

全員の挙手により原案通り可決承認

津山市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び解嘱について(学校教育課)

概要説明

津山市いじめ問題対策連絡協議会条例第3条から第5条の規定に基づき、津山市いじめ問題対策連絡協議会委員1名を委嘱し、1名を解嘱する。関係団体の人事異動に伴うもの。委嘱期間は前任者の残任期間である平成27年9月1日から平成28年10月31日まで。前任者の解嘱日は平成27年8月31日。

全員の挙手により原案通り可決承認

(2) 協議

平成27年度9月補正予算について(各課)

概要説明

(学校教育部)

各課の案件を各部において説明する。まず、教育費全体としては、58,682千円の予算要求をしており、一般財源ベースでは41,911千円である。学校教育部としては7件40,748千円の予算要求をしている。

小学校一般管理費で雇用保険料及び寄付受納による備品購入費 1,052 千円の計上、小学校施設管理費で北小学校 児童クラブの雨漏り改修による工事請負費 3,900 千円の計上、小・中学校の施設整備事業では空調施設整備実施設計委託料の計上で、これは今後、学校の施設整備がない所について単独で空調を設置するために必要な委託料を計上するもの。生徒指導、進路指導充実事業及び特別支援教育推進事業では、岡山県の補助事業のメニュー金額が確定したため必要な賃金の計上、確かな学力向上プロジェクト事業は実物投影機未配置校分 8 台の備品購入費の計上で、これにより全ての小学校の普通教室に実物投影機が配置されることになる。また、債務負担行為として、佐良山小、清泉小、広野小学校の学校改修工事に伴い必要となるプレハブ（仮設校舎）設置のための賃借料を計上している。

（生涯学習部）

生涯学習部では、受託発掘調査費として民間開発に伴う発掘調査受託事業に係る賃金、機械賃借料等の計上、地区公民館管理運営費は阿波公民館で実施予定だったグリーンニューディール事業（太陽光パネル、蓄電池等の設置）の取止めによる減額分の計上、図書館管理運営事業は 2 団体からの寄附による図書購入費の計上、津山文化センター管理運営費は 7 月の台風により生じた駐車場修繕料の計上、勝北文化センター管理運営費は雨漏り等修繕料の計上、市史編さん事業は市史編さん事業の進展に伴う会議・調査等に係る謝礼金の増額計上 2,000 千円、洋学資料館管理運営事業は個人の寄附による展示用原物資料購入費 20 千円及び来館者用クイズ・資料検索用パソコン 4 台のシステム改修委託料の計上 1,800 千円、久米総合文化運動公園管理運営費は久米総合文化運動公園グラウンドの土壌改良 20,000 千円及び日除け設置工事費 1,000 千円の計上、久米総合文化運動公園市民プールのトレーニング器具 2 台の故障による買い替えのための購入費計上、スポーツセンター管理運営費は津山スポーツセンター サッカー・ラグビー場のサッカーゴール 1 対追加分ほかテント、ベンチなど器具等購入費 874 千円の計上、西部運動公園管理運営費は西部運動公園テニスコートの部分補修 2,200 千円及びナイター設備設置工事費 1,800 千円の計上、陸上競技場管理運営費は山崎池浚渫工事費 3,500 千円及び臨時職員増員に係る賃金等 1,772 千円の計上である。また、ガラスハウス管理運営費より、平成 28 年度から 5 年間、新たな指定管理となるガラスハウスに係る管理運営業務等の委託に要する経費として 5 年間の限度額、全額一般財源を債務負担行為として要求している。

（こども保健部）

こども課では、二宮幼稚園の隣地開発に伴う、敷地境界部分の幼稚園樹木の伐採委託料を計上、また、これまで非常勤嘱託園長が配置されていた園に正職員が配置されたことに伴う、園長（非常勤嘱託職員）の人件費の減額を計上している。
全員の挙手により原案通り可決承認

工事請負変更契約について（学校施設課）

概要説明

5 月の教育委員会でご協議いただいた、中道中学校校舎大規模改修電気設備工事については既に工事請負契約が完了しているが、その工事内容に変更が生じたことにより変更契約を締結するため、関係法令等に基づき議会へ上程するもの。5 月の教育委員会でご説明した、学校の普通教室及び特別支援学級の教室に空調施設を整備していく方針により、今回、他の中学校と足並みを揃えるため、工事契約内容に空調施設関係を追加する。変更内容については、電気工事部分で受変電設備の増強、幹線施設の設置、空調機器の設置が主なもので、工事内容の追加による工事請負金額の変更がある。工期の変更はない。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、請負金額が 1 億 5 千万円以上の工事は議会の議決を得る必要があるため、同契約については 6 月議会で既に承認をいただいた案件であるため、変更契約の際も同様に議会の議決を得る必要があるため今回 9 月議会に上程するもの。
全員の挙手により原案通り可決承認

津山市立幼保連携型認定こども園条例について（こども課）

概要説明

津山市立教育・保育施設再構築計画に基づき、勝北地区において、平成 28 年 4 月 1 日から現在の勝北風の子こども園を幼保連携型認定こども園に移行することに伴い、同施設の設置に関する事項について定めるもの。資料 P10 のとおり、条例制定の目的、施設の名称及び位置、入園の資格、保育料の徴収等について定めている。これ以外の詳細な事項については、規則で定めることとしている。なお、これまで勝北風の子こども園は津山市保育所条例の中で設置を位置づけられていたため、同条例から勝北風の

子ども園の記載を削除する一部改正議案を同時に9月議会に上程する予定である。
全員の挙手により原案通り可決承認

津山市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について（子ども課）

概要説明

公立施設の保育料について、先ほどの津山市立幼保連携型認定子ども園条例の制定に併せて整備をするため、所要の改正を行うもの。具体的には、園児の保護者が、市外に居住する場合の保育料について、保護者が居住する市町村が定める額とすること。また、子ども・子育て支援法において、施設型給付を受ける施設については、教育・保育に必要な費用を、自治体が保護者へ支払うことになっているが、給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、施設へ直接支払う法定代理受領という方式をとっている。しかし、何らかの事情により施設給付費が法定代理受領されない場合、例えば施設の認可前等で保護者が緊急、その他やむを得ない理由により、その施設を利用した場合などには、同等の額を保護者が負担していただき、その後に保護者に対して償還給付することとするもの。

全員の挙手により原案通り可決承認

(3) 報告

マイナンバー法における就学援助事務について（学校教育課）

概要説明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法について、同法の規定に基づき、個人番号の津山市独自利用事務及び市の機関内部での特定個人情報の庁内連携利用並びに市の実施機関相互での提供などに関し、必要な事項を定めるため、市長部局において、9月議会へ条例制定議案が上程される。その中で、教育委員会に関するものについて報告するもの。まず、個人番号の津山市独自利用事務は就学援助関係である。その中で、医療費については個人番号の利用が同法で規定されているが、学用品費、修学旅行費、学校給食費等への利用及び就学援助全般の事務実施のための特定個人情報の提供については条例での規定が必要となる。そのため、資料P18の第4条のとおり、個人番号の利用に係る事務として別表第1に就学援助事務を規定している。また、同事務に関して特定個人情報の提供を市長に求めれば情報の提供がされること及びその情報の内容については第5条別表3に規定している。

平成27年度運動会・体育祭への参加について（学校教育課）

概要説明

小・中学校の運動会・体育祭の開催日と教育委員会からの来賓としての出席者については資料のとおり。改めて学校から案内があるので、当日のご出席方よろしくお願ひします。雨天等で順延の場合は直接学校から連絡がある。

津山市公民館活動推進協議会委員の委嘱及び解嘱について（生涯学習課）

概要説明

津山市公民館条例施行規則第2条の3及び津山市公民館活動推進協議会設置要領に基づき、津山市公民館活動推進協議会委員60名を委嘱し、58名を解嘱した。選出団体の役員の変更によるもので、委嘱期間は資料P28からP29の委員委嘱日から平成28年3月31日まで。解嘱日は資料P30からP31の委員解嘱日のとおり。なお、同協議会委員は定数がないため、今回2名増となっている。具体的には、城西公民館1名、津山東公民館1名である。

(旧)久米山ふれあいロッジの貸付先の公募について（生涯学習課）

概要説明

(旧)「久米山ふれあいロッジ」の土地・建物については、2年前の事業仕分けにおいて市の生涯学習施設としては廃止と判定されたことに則り、平成25年12月31日をもって生涯学習施設としては廃止した。平成26年1月1日から現在まで普通財産としてNPO法人「倭文の郷」に廉価での有償貸付けを行い、倭文地区の地域おこしのための宿泊研修施設「久米ロッジ」として活用されている。同施設を改修した際の過疎債の償還が今年度で完了すること及び現在の貸付期間が今年度末で終了するため、平成28年度以降の土地・建物の利活用について財政課と協議した結果、引き続き普通財産として有償貸付けを継続する方針となった。その中で、複数の法人から施設を借りたいとの要望があるため、平成28年度以降の貸付先をプロポーザル方式による公募により決定するもの。貸付条件には、一般的な宿泊・休憩・

研修施設として利活用するとともに、地域活性化事業の宿泊・研修施設に利活用すること。また、運営等の費用は全て借受者が負担し、市費の投入はしないこととしている。問題点は、「津山市普通財産貸付料算定及び減額譲渡に関する基準」に基づく貸付料は年間約 370 万円と高額になるため、借受け可能な貸付料となるよう合理的な範囲で減額措置を行う必要がある。その場合、借受け団体が公共的団体で、かつ、利活用内容が公共的事業の場合は、「財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例」第 4 条に基づき廉価な貸付料とすることができるが、それ以外の場合は、「地方自治法」第 96 条により廉価な貸付料について議会議決を得なければならないことになる。

7. その他

(1) 各課からのお知らせ

津山市公民館文化祭開催日について（生涯学習課）

概要説明

市内の 23 館の地区公民館について順次文化祭の開催を予定している。二宮公民館については既に実施済みだが、残る 22 館の開催日については資料のとおり。日頃の生涯学習の成果や発表をご覧いただきたい。

（こども課）

概要説明

平成 28 年 4 月 1 日から現在の勝北風の子こども園を幼保連携型認定こども園に移行することに伴い、保護者と地域の方に対して移行に関する説明会を 9 月 1 日（火）午後 7 時から勝北公民館で開催する。

(2) 次回定例会の開催について

教育委員会会議 9 月定例会を、平成 27 年 9 月 25 日（金）午後 1 時 30 分から開催。
全員賛成により決定。

8. 閉会

(15 : 55)